

建 経 技 第 5 0 1 号
建 経 工 第 9 3 号
令 和 4 年 3 月 2 3 日

交通基盤部及び経済産業部
本庁各課及び各出先機関の長 様

技術調査課長
工事検査課長

遠隔臨場の試行要領の改訂について（通知）

標記の試行要領について、下記により改定するので通知します。

記

1 改定資料

- ・ 遠隔臨場の試行要領
- ・ 遠隔臨場の試行に関する特記仕様書

2 主な改定内容

- ・ 受注者が実施に先立ち行うこととしていた実施計画の作成を省略し、監督員との電話、メール等での事前調整をもって足りることとする。
- ・ 施工（業務）計画書への実施計画の記載を省略する。

3 実施期間

令和4年4月1日以降に積算する工事及び業務委託で実施する。

（既契約工事も特記仕様書の変更協議により適用可能）

担 当：建設ICT推進班（要領全般に関すること）

電話番号：054-221-2147

担 当：工事検査班（検査への活用に関すること）

電話番号：054-221-2697

遠隔臨場の試行要領

(目的)

第1条 この要領は、建設現場において、受発注者の業務効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査（以下、「遠隔臨場」という。）を行う試行について必要な事項を定めるものである。

(対象工事・業務)

第2条 原則として、交通基盤部及び経済産業部が発注する全ての土木工事、農林土木工事及び業務委託を対象とする。

対象となる工事及び業務は、特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととし、受発注者間の協議により遠隔臨場を実施することができるものとする。

(適用)

第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員にリアルタイムで配信し、双方向通信で相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。

(実施方法)

第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

(1) 事前調整

受注者は、実施に先立ち、監督員と遠隔臨場の適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

(2) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

(実施手続)

第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

(1) 事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

(2) 立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、立会・段階確認願の施行予定表の記事欄又は検査申請書の検査内容欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

(3) 立会・段階確認、検査の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。

(4) 立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、立会・段階確認願の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

(機器等の手配・仕様)

第6条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

(1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。

(2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。

(3) 利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が保有するタブレット端末で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(試行の検証)

第8条 遠隔臨場の有効性や効果、課題について把握するため、遠隔臨場を実施した受注者及び監督員に対してアンケート調査等を実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

遠隔臨場の試行に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の試行の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、立会・段階確認願の施行予定表の記事欄又は検査申請書の検査内容欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施す

る。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。

(4) 立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、立会・段階確認願の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

(機材等の手配・仕様)

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要となる機器等を準備するものとする。

(1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。

(2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。

(3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(調査への協力)

第7条 受注者は、遠隔臨場を実施した場合、有効性や効果、課題等について把握するためのアンケート調査等に協力する。

新旧対照表

改正前	改正後	改正理由
<p style="text-align: center;">遠隔臨場の試行要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、建設現場において、受発注者の業務効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査（以下、「遠隔臨場」という。）を行う試行について必要な事項を定めるものである。</p> <p>(対象工事・業務)</p> <p>第2条 原則として、交通基盤部及び経済産業部が発注する全ての土木工事、農林土木工事及び業務委託を対象とする。</p> <p>対象となる工事及び業務は、特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととし、受発注者間の協議により遠隔臨場を実施することができるものとする。</p> <p>(適用)</p> <p>第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員にリアルタイムで配信し、双方向通信で相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。</p> <p>(実施方法)</p> <p>第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>受注者は、監督員と調整のうえ、遠隔臨場の適用（確認する項目・内容・予定回数）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、実施記録の方法を記載した実施計画書を作成する。なお、当該工事（業務）で必要となる立会・段階確認及び検査の全てが遠隔臨場とならないよう、計画を作成する。</p> <p>(2) 実施記録</p> <p>受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。</p> <p>遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。</p> <p>(実施手続)</p> <p>第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。</p> <p>(1) 施工（業務）計画書の提出・確認</p> <p>受注者は、遠隔臨場の実施計画について、施工（業務）計画書に記載する。</p>	<p style="text-align: center;">遠隔臨場の試行要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、建設現場において、受発注者の業務効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査（以下、「遠隔臨場」という。）を行う試行について必要な事項を定めるものである。</p> <p>(対象工事・業務)</p> <p>第2条 原則として、交通基盤部及び経済産業部が発注する全ての土木工事、農林土木工事及び業務委託を対象とする。</p> <p>対象となる工事及び業務は、特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととし、受発注者間の協議により遠隔臨場を実施することができるものとする。</p> <p>(適用)</p> <p>第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員にリアルタイムで配信し、双方向通信で相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。</p> <p>(実施方法)</p> <p>第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。</p> <p>(1) 実施計画 事前調整</p> <p>受注者は、実施に先立ち、監督員と調整のうえ、遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容→予定回数）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整する。実施記録の方法を記載した実施計画書を作成する。なお、電話、メール等での調整を可とする。当該工事（業務）で必要となる立会→段階確認及び検査の全てが遠隔臨場とならないよう計画を作成する。</p> <p>(2) 実施記録</p> <p>受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。</p> <p>遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。</p> <p>(実施手続)</p> <p>第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。</p> <p>(1) 施工（業務）計画書の提出・確認 事前調整</p> <p>受注者は、遠隔臨場の実施計画について、監督員と事前調整施工（業務）計画書に記載する。</p>	<p>遠隔臨場の実施について事前調整すれば足りることとし、実施計画書の作成を省略する。</p> <p>施工計画書への実施計画の記載を省略する。</p>

新旧対照表

改正前	改正後	改正理由
<p>(2) 立会・段階確認、検査の申請 受注者は、遠隔臨場を実施する場合、立会・段階確認願の施行予定表の記事欄又は検査申請書の検査内容欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。 ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。</p> <p>(3) 立会・段階確認、検査の実施 受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。 ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。</p> <p>(4) 立会・段階確認、検査の確認 受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、立会・段階確認願の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。</p> <p>(機器等の手配・仕様)</p> <p>第6条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。 (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。 (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。 (3) 利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が保有するタブレット端末で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。</p> <p>(費用)</p> <p>第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。</p> <p>(試行の検証)</p> <p>第8条 遠隔臨場の有効性や効果、課題について把握するため、遠隔臨場を実施した受注者及び監督員に対してアンケート調査等を実施する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>(2) 立会・段階確認、検査の申請 受注者は、遠隔臨場を実施する場合、立会・段階確認願の施行予定表の記事欄又は検査申請書の検査内容欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。 ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。</p> <p>(3) 立会・段階確認、検査の実施 受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。 ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。</p> <p>(4) 立会・段階確認、検査の確認 受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、立会・段階確認願の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。</p> <p>(機器等の手配・仕様)</p> <p>第6条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。 (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。 (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。 (3) 利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が保有するタブレット端末で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。</p> <p>(費用)</p> <p>第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。</p> <p>(試行の検証)</p> <p>第8条 遠隔臨場の有効性や効果、課題について把握するため、遠隔臨場を実施した受注者及び監督員に対してアンケート調査等を実施する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年9月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	

新旧対照表

改正前	改正後	改正理由
<p style="text-align: right;">令和3年9月版</p> <p style="text-align: center;">遠隔臨場の試行に関する特記仕様書</p> <p>本工事（業務）は、遠隔臨場の試行の対象であり、受発注者間の協議により、遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>（定義）</p> <p>第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。</p> <p>（適用）</p> <p>第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。</p> <p>（実施方法）</p> <p>第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。</p> <p>（1）実施計画</p> <p>受注者は、監督員と調整のうえ、遠隔臨場の適用（確認する項目・内容・予定回数）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、実施記録の方法を記載した実施計画書を作成する。なお、当該工事（業務）で必要となる立会・段階確認及び検査の全てが遠隔臨場とならないよう、計画を作成する。</p> <p>（2）実施記録</p> <p>受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。</p> <p>遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。</p> <p>（実施手続）</p> <p>第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。</p> <p>（1）施工（業務）計画書の提出・確認</p> <p>受注者は、遠隔臨場の実施計画について、施工（業務）計画書に記載する。</p> <p>（2）立会・段階確認、検査の申請</p> <p>受注者は、遠隔臨場を実施する場合、立会・段階確認願の施行予定表の記事欄又は</p>	<p style="text-align: right;">令和34年94月版</p> <p style="text-align: center;">遠隔臨場の試行に関する特記仕様書</p> <p>本工事（業務）は、遠隔臨場の試行の対象であり、受発注者間の協議調整により、遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>（定義）</p> <p>第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。</p> <p>（適用）</p> <p>第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。</p> <p>（実施方法）</p> <p>第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。</p> <p>（1）実施計画 事前調整</p> <p>受注者は、監督員と調整のうえ、遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容→予定回数）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。実施記録の方法を記載した実施計画書を作成する。なお、電話、メール等での調整を可とする。当該工事（業務）で必要となる立会・段階確認及び検査の全てが遠隔臨場とならないよう、計画を作成する。</p> <p>（2）実施記録</p> <p>受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。</p> <p>遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。</p> <p>（実施手続）</p> <p>第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。</p> <p>（1）施工（業務）計画書の提出→確認 事前調整</p> <p>受注者は、遠隔臨場の実施計画について、監督員と事前調整施工（業務）計画書に記載する。</p> <p>（2）立会・段階確認、検査の申請</p> <p>受注者は、遠隔臨場を実施する場合、立会・段階確認願の施行予定表の記事欄又は</p>	

新旧対照表

改正前	改正後	改正理由
<p>検査申請書の検査内容欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。</p> <p>ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。</p> <p>(3) 立会・段階確認、検査の実施 受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。 ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。</p> <p>(4) 立会・段階確認、検査の確認 受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、立会・段階確認願の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。</p> <p>(機材等の手配・仕様)</p> <p>第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。</p> <p>(2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。</p> <p>(3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。</p> <p>(費用)</p> <p>第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。</p> <p>(調査への協力)</p> <p>第7条 受注者は、遠隔臨場を実施した場合、有効性や効果、課題等について把握するためのアンケート調査等に協力する。</p>	<p>検査申請書の検査内容欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。</p> <p>ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。</p> <p>(3) 立会・段階確認、検査の実施 受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。 ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。</p> <p>(4) 立会・段階確認、検査の確認 受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、立会・段階確認願の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。</p> <p>(機材等の手配・仕様)</p> <p>第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。</p> <p>(2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。</p> <p>(3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。</p> <p>(費用)</p> <p>第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。</p> <p>(調査への協力)</p> <p>第7条 受注者は、遠隔臨場を実施した場合、有効性や効果、課題等について把握するためのアンケート調査等に協力する。</p>	

(参考資料)

【取扱注意】 遠隔臨場 Q&A

1. 対象

Q. 対象とする案件は？

A. 原則として、交通基盤部及び経済産業部が発注する全ての工事及び業務委託を対象とし、受発注者間の協議により活用可能です。

このため、全ての工事及び業務委託へ特記仕様書の添付をお願いいたします。ただし、監督員の施工箇所への移動時間の削減による業務改善が見込めない、あるいは、施工箇所の通信環境が整っていないと判断される工事及び業務委託については、この限りではありません。

Q. 低入札工事の複数監督員による段階確認・立会いにも活用可能か？

A. 活用可能です。ただし、原則として監督員のうち1名は現地に臨場してください。

Q. 業務委託では、どのような業務での活用が考えられるか？

A. 土質・地質業務委託における検尺や、除草業務委託における出来形確認など、受注者が撮影した映像により、必要とする情報が確実に入手できる案件に限り、実施することが可能です。

例えば、土質・地質業務委託において、単純にロッド長を計測・確認を目的とした検尺については、遠隔臨場を行うことが可能ですが、支持地盤や土質の変化位置の確認等は、映像での判断が難しいことから、現地での臨場としてください。

Q. 「検査」は、どのような場合に適用できるのか？

A. 検査員が検査に必要な情報が得られると判断した場合に限り適用可能としています。

ただし、標尺の目盛を読む必要があるレベル測量やカメラの性能上確認困難な暗部の測定、手触りや音等による確認・判断を要する検査、出来ばえの確認が必要な検査など、遠隔モニターでは必要な情報確認が十分に見込めず、合否判定や成績評定が適切に行えない場合には適用できません。

Q. 特記仕様書の添付されていない工事及び業務委託は、適用できないのか？

A. 受注者と協議の上、指示書等で変更となった特記仕様書を適用していただければ活用可能です。

Q. 既契約工事に対しても、今回の改定内容は活用可能か？

A. 受注者と協議の上、指示書等で変更となった特記仕様書を適用していただければ活用可能です。

2. 事前準備

Q. 確認する内容、項目の設定は？

A. 映像と音声により、立会・段階確認及び検査に必要な情報が確実に入手できると判断されるものについて実施してください。

Q. 遠隔臨場の実施前に行うことは？

- A. 受注者は、実施に先立ち、監督員と遠隔臨場の日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整してください。電話やメール等での調整を可とします。
- なお、これまで、受注者が遠隔臨場の実施に先立ち行っていた実施計画の作成と、施工（業務）計画書への実施計画の記載は、省略とします。

Q. 確認できなかった場合の対応は？

- A. 遠隔臨場を取りやめ、従来の臨場を行うこととしています。

3. 実施記録

Q. 実施されたことの記録は？

- A. 受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとします。
- なお、動画の提出は、不要です。
- 遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて、黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行ってください。

【方法1：履歴キャプチャの場合】

実施記録① 履歴キャプチャ

履歴画面のキャプチャを行い、提出してください。
遠隔臨場の動画の提出は不要です。

①履歴キャプチャと②監督員等の映像を含む写真は選択（どちらかひとつあればよい）

端末の通話履歴



サービスの利用履歴

Host	Topic	ID	Start Time	File Size	
...	Jan 02, 2018 16:48	2 Files (197 KB)	Delete
...	Jan 02, 2018 11:16	2 Files (9 MB)	Delete
...	Jan 02, 2018 07:56	2 Files (153 KB)	Delete
...	Jan 01, 2018 09:10	2 Files (127 KB)	Delete
...	Dec 31, 2017 16:47	2 Files (368 MB)	Delete
...	Dec 31, 2017 16:44	2 Files (19 MB)	Delete

<留意点>

- 端末の通話履歴では、「今日」「昨日」と表示される場合がある
- サービスの利用履歴はライセンスが必要（有料）な場合がある

【方法 2：監督員又は検査員の映像を含む写真の場合】

実施記録② 監督員又は検査員の映像を含む写真

遠隔臨場を行った証拠として、**1枚**撮影を行い、提出してください。
内容記録は、写真撮影の方法のとおり監督員等を含める必要はありません。

①履歴キャプチャと②監督員等の映像を含む写真は選択（どちらかひとつあればよい）

通話中の画面キャプチャ



ビデオ通話アプリで監督員又は検査員の画面を表示させた状態でキャプチャ撮影する。

<留意点>

- 電子黒板ソフトウェアが利用できない場合がある

端末の画面を含めて撮影



ビデオ通話アプリで監督員又は検査員の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

<留意点>

- 屋外では、画面表示が不鮮明となる場合がある

4. 機材等

Q. 使用するアプリケーション（サービス）は？

- A. 指定はありません。アプリケーションについてはiPad等で通信可能なものであることを要件としており、FaceTimeまたはZoom等を想定しています。詳細については、受発注者間の協議により決定してください。

5. 費用負担

Q. 遠隔臨場に係る費用の計上は別途行うか？

- A. 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分（業務の場合は諸経費）に含まれるものとし、別途計上はしません。

6. 試行の検証

Q. 具体的にどのような調査を予定しているか？

- A. 実施件数の調査（年2回、発注者を対象）及び課題点の抽出の為のアンケート調査（年1回、受発注者双方を対象）を予定しています。